職員の懲戒処分について

職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
市民生活部 課長職(50 代男性) ※当時:教育部 課長職	戒告	令和4年4月から令和6年3月までの 2年間、就学支援金に係る事務処理に ついて、部下職員に対し適切な指導・ 監督を行わなかったもの
教育部 担当職(60代女性)	戒告	令和4年4月から令和6年3月までの 2年間、就学支援金に係る事務につい て、未処理のまま放置したもの

※なお、懲戒処分に該当しない2人に対して「訓告」、併せて当該職員の所属上司である部長職に 対しては「厳重注意」とする服務上の措置を行いました。

2 処分日

令和6年12月26日